

誓 約 書

「Welcome to Hyogoキャンペーン」宿泊割引支援事業補助金交付にあたり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加古川市条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、加古川観光協会が行う一切の措置について異議の申し立てをいたしません。

記

- 1 「Welcome to Hyogoキャンペーン」宿泊割引支援事業補助金交付にあたり申請者は、条例第2条第1号で規定する暴力団又は同条第2号で規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 「Welcome to Hyogoキャンペーン」宿泊割引支援事業補助金交付にあたり申請者は、暴力団密接関係者に該当しないこと。

令和 年 月 日

加古川観光協会 会長 大庫 隆夫 様

団体の所在地

団体の名称

代表者職氏名

印

加古川市における暴力団の排除に関する条例（平成24年加古川市条例第1号）抜粋  
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。